I 文化的景観保存計画の概要

文化的景観保存計画の概要

■文化的景観保護制度と文化的景観保存計画

地域における人々の生活又は生業と当該風土により形成された文化的景観は、その範囲が広域に及び、居住者や土地所者等の形態も多様であるため、地域によってその特性や保存管理の方法は様々である。そのため、文化的景観保護制度は、都道府県及び市町村が主体となって地域住民との合意形成に基づき、その保存管理を行うことが基本となる。国は、都道府県・市町村の申出に基づき、文化的景観の保存のために必要な措置を講じられているもののうち、文化財として特に重要なものを「重要文化的景観」として選定する。その上で、都道府県又は市町村が行う文化的景観の修理・修景・復旧・防災等の事業に関わる経費の一部補助など、文化的景観の保護に必要な支援を行う仕組みとなっている。

選定申出を行う都道府県等が講じる必要がある文化的景観の保存のための必要な措置については、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」(平成17年3月28日文部科学省令第10号, pp.195-197参照)の中で以下の事項が定められている。

- 一、 選定の申出に係る文化的景観 (以下「文化的景観」という。)の保存に係る文化的景観の保存に関する計画 (以下、「文化的景観保存計画」という)を定めていること。
- 二、景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。
- 三、 文化的景観の所有者または権原に基づく占有者の氏名または名称および住所を把握していること。

つまり、重要文化的景観の選定の申出を行う都道府県等は、①文化的景観の位置及び範囲、文化的景観の保存に関する基本方針等を記載した文化的景観保存計画を策定すること、②景観法に基づく景観計画を策定し、景観計画区域または景観地区の中に文化的景観を位置づけ、景観計画による行為規制・誘導措置を図るるとともに、文化財保護法、都市計画法、自然公園法等のその他法律によって、景観計画だけでは補えない文化的景観の保存のために必要な土地利用規制を定めること、③重要文化的景観の土地は、生活や生業と深く関係しており、文化財保護法に基づき勧告または命令、現状等の報告といった規制がかかるため、所有権等を随時把握することが必要となる。

■文化的景観保存計画の構成

重要文化的景観の選定に係る必要な措置の一つである文化的景観保存計画は、文化的景観の保存調査の中で明らかにされた文化的景観の価値を適切に保存管理し、整備・活用するための基本方針、方法を示した計画であり、文化的景観保護に係るマスタープラン的な性格をもつ。

文化的景観保存計画に記載すべき内容として、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」(前掲)の中で以下に掲げる事項を記載することが定められている。

- 一 文化的景観の位置及び範囲
- 二 文化的景観の保存に関する基本方針
- 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
- 四 文化的景観の整備に関する事項
- 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
- 六 文化的景観における重要な構成要素
- 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項

なお、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 20 年 7 月 31 日 20 庁財第 148 号文化庁文化財部長通知, pp.205-206 参照)で、重要文化的景観の選定申出の際の文化的景観保存計画に、当該文化的景観を形成する重要な構成要素を記載することとなった。これに伴い、従来までは、重要文化的景観の選定の申出に際し、これまで、都道府県又は市町村は、あらかじめ当該文化的景観の土地所有者等の同意を得ることが必要であったが、省令改正以降、文化的景観を形成する重要な構成要素である不動産の所有者等の同意のみが必要となった。



図1 重要文化的景観の位置(平成22年3月1日現在)

<表1註釈>

- ※1「近江八幡の水郷」は、1 次選定で 174.6ha (水面やヨシ帯、八幡堀等)、2 次追加選定で 13.7ha (集落)、3 次追加選定で 165.7ha (水田・山林) が選定された。選定基準は、1 次選定時に一(5)、2 次追加選定時に一(8)を用い、3 次追加選定の際に二(1,3,5,8)を用いて複合景観とした。
- ※2「遠野 荒川高原牧場」は、1 次選定で14161.4ha(荒川高原牧場)、2 次追加選定で2.4ha(荒川駒形神社)が選定された。
- ※3「通潤用水と白糸台地の棚田景観」は、1次選定で63.9ha(通潤橋周辺区域及び11号水路周辺区域)、2次追加選定で73.8ha(白糸台地南端部)、3次選定で468.1ha(白糸区域及び河川)が選定された。選定基準は、1次選定時に二(1,5)を用い、2次追加選定時に一(7)を追加した。
- ※ 4「小鹿田焼の里」は、1 次選定で14.1ha (集落景観区域)、2 次追加選定で224.7ha (山林部分) が選定された。選定基準は、1 次選定時に二 (1,5,6)、2 次追加選定時に一 (3) を用いた。

表 1 重要文化的景観一覧(平成 22 年 3 月 31 日現在)

番	都道	選定名称	所在地	選定	追加選定	面積	選定基準	景観行政団体	景額	見計画
号	府県	恩足石林	77111126	年月日	年月日	(ha)	赵尼坐午	移行日	名称	策定日
1	北海道	アイヌの伝統と近代 開拓による沙流川流 域の文化的景観	沙流郡 平取町	平成19.07.26	_	4381.0	二 (2, 3, 5, 7, 8)	平成18.10.01	平取町景観計画	平成19.04.01
2	岩手県	遠野 荒川高原牧場	遠野市	平成20.03.28	平成21.02.12	1418.5	- (2)	平成19.03.10	遠野市 景観計画	平成19.03.15
3	岩手県	一関本寺の農村景観	一関市	平成18.07.28	_	337.5	二 (1, 8)	平成17.12.26	本寺地区景観計画	平成18.03.24
4	石川県	金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	金沢市	平成22.02.22	_	292.0	= (5, 7, 8)	平成16.12.17	金沢市景観計画	平成21.07.31
5	長野県	姨捨の棚田	千曲市	平成22.02.22	_	64.3	- (1)	平成21.05.01	千曲市 景観計画	平成21.07.13
6	滋賀県	近江八幡の水郷	近江八幡市	平成18.01.26	平成18.07.28 平成19.07.26	354.0	二 (1, 3, 5, 8)	平成17.03.21	近江八幡市風景計画	平成17.07.29
7	滋賀県	高島市海津・西浜・ 知内の水辺景観	高島市	平成20.03.28	_	1842.8	<u> </u>	平成17.11.18	高島市 景観計画	平成19.10.01
8	京都府	宇治の文化的景観	宇治市	平成21.02.12	_	228.5	<u> </u>	平成17.03.27	宇治市景観計画	平成20.04.01
9	徳島県	樫原の棚田	勝浦郡 上勝町	平成22.02.22	_	16.0	二 (1, 8)	平成17.12.11	上勝町樫原地 区景観計画	平成21.05.22
10	愛媛県	遊子水荷浦の段畑	宇和島市	平成19.07.26	_	8.3	- (1)	平成17.10.17	宇和島市遊子 水荷浦地区 景観計画	平成19.04.02
11	高知県	四万十川流域の文化 的景観 源流域の山 村	高岡郡 津野町	平成21.02.12	_	5355.7	二 (3, 5, 8)	平成19.09.20	津野町景観計画	平成20.07.17
12	高知県	四万十川流域の文化 的景観 上流域の山 村と棚田	高岡郡檮原町	平成21.02.12	_	8976.9	二 (1, 3, 5)	平成17.04.14	檮原町 景観計画	平成20.06.19
13	高知県	四万十川流域の文化 的景観 上流域の農 山村と流通・往来	高岡郡 中土佐町	平成21.02.12	_	3324.2	二 (1, 3, 5, 7, 8)	平成19.09.20	中土佐町景観計画	平成20.07.01
14	高知県	四万十川流域の文化 的景観 中流域の農 山村と流通・往来	高岡郡 四万十町	平成21.02.12	_	13392.7	二 (1.3.5.7.8)	平成19.09.20	四万十町景観計画	平成20.08.28
15	高知県	四万十川流域の文化 的景観 下流域の生 業と流通・往来	四万十市	平成21.02.12	_	5303.6	= (3, 4, 5, 7, 8)	平成19.09.20	四万十川の環 境デザイン (四万十川景 観計画)	平成20.10.21
16	佐賀県	蕨野の棚田	唐津市	平成20.07.28	_	400.9	— (1)	平成18.01.06	唐津市 景観計画	平成20.01.31
17	長崎県	平戸島の文化的景観	平戸市	平成22.02.22	_	1105.6	二 (1, 5, 8)	平成20.03.26	平戸市 景観計画	平成21.02.27
18	熊本県	通潤用水と白糸台地 の棚田景観	上益城郡 山都町	平成20.07.28	平成21.07.23 平成22.02.22	605.8	二 (1, 5)	平成20.03.01	山都町 景観計画	平成20.04.01
19	大分県	小鹿田焼の里	日田市	平成20.03.28	平成22.02.22	238.8	二 (1, 3, 5, 6)	平成19.04.01	日田小鹿田焼 の里景観計画	平成19.09.27

景観条例	1	その他関連系	- 例等	7.0	の他の関連言	十画	文化的景観の保護に係る
名称	施行日	その他関連条例	策定日	名称	年月日	範囲・期間	住民組織
平取町景観づくり条例	平成19.04.01	_	_	平取町文化的景観整備計画	平成 21.03.31 策定	_	_
遠野市景観計画による 届出行為等に関する条 例	平成19.04.01	_	_	_	_	_	_
一関市本寺地区景観計 画による届出行為等に 関する条例	平成18.04.01	一関本寺の農村景観 を形成する重要建物 修理修景事業受益者 分担金に関する条例	平成19.03.22	一関景観農業振興地域整備計画	平成 19.06.19 策定	対象範囲: 170.62ha	本寺地区まちづくり推進 協議会
金沢市における美しい 景観のまちづくりに関 する条例	平成21.10.01	_	_	金沢市歴史的風致維持向上計画	平成 21.01.19 認定	事業期間: 平成20-29年度	_
千曲市美しいまちづく り景観条例	平成21.08.01	名勝「姨捨(田毎の 月)」指定	平成11.05.10	名勝「姨捨 (田毎の月)」 保存管理計画	平成 12.03 策定	_	①田毎の月棚田保存同好会、②四十八枚田保存会、 ③名月会、④科野農業塾
近江八幡市風景づくり 条例	平成17.04.01	ラムサール条約湿地 琵琶湖(拡大)	平成20.10.30	近江八幡景観農 業振興地域整備 計画	19 19 99	対象範囲: 261.5ha	権座・水郷を守り育てる会
高島市景観の形成およ び景観計画に関する条 例	平成19.10.01	_	_	_	_	_	海津・西浜・知内地域文 化的景観まちづくり協議 会
宇治市良好な居住環境 の整備及び景観の形成 を図るためのまちづく りに関する条例	平成20.04.01	_	_	_	_	_	_
上勝町樫原地区景観条	平成21.07.06	_	_	_	_	_	樫原の棚田村 NPO法人 郷の元気
宇和島市景観条例	平成19.04.01	_	_	_	—	_	NPO法人 段畑を守ろう 会
津野町景観条例	平成20.08.01	高知県四万十川の保 全及び流域の振興に 関する基本条例	平成13.04.01	_	_	_	_
檮原町景観条例	平成20.07.01	高知県四万十川の保 全及び流域の振興に 関する基本条例	平成13.04.01	_	—	_	千枚田ふるさと会
中土佐町景観条例	平成20.07.01	高知県四万十川の保 全及び流域の振興に 関する基本条例	平成13.04.01	_	_	_	_
四万十町景観条例	平成20.09.01	高知県四万十川の保 全及び流域の振興に 関する基本条例	平成13.04.01	_	_	_	_
四万十市四万十川の保 全及び振興に関する基 本条例	平成20.10.01	高知県四万十川の保 全及び流域の振興に 関する基本条例	平成13.04.01	_	_	_	しまんと黒尊むら
唐津市景観まちづくり 条例	平成20.04.01	_	_	_	_	_	NPO法人 蕨野の棚田を 守ろう会
平戸市景観条例	平成21.07.01	_	_	_	_	_	_
山都町景観づくり条例	平成20.04.01	_	_	_	_	_	_
日田小鹿田焼の里景観 計画による届出行為等 に関する条例	平成19.09.27	_	_	_	_	_	_